

市事議第126号
平成23年10月28日

京都市会議長 井上与一郎 様

市会改革推進委員会
委員長 田中 英之

市会改革推進委員会報告書

この度、市会改革推進委員会では、下記の項目について、別添のとおり検討結果を取りまとめましたので、御報告いたします。

記

- 1 市会だより等における議案に対する議員個人の賛否態度の公表
- 2 委員会の傍聴希望者に対する審査内容の事前告知
- 3 委員会モニターテレビ視聴者への資料提供の在り方

市会改革推進委員会における協議結果について

平成23年10月18日（第6回）の委員会において、開かれた市会（市民に身近な市会）の観点から検討する個別項目についての協議を行った結果、以下のようによまとまった。

1 市会だより等における議案に対する議員個人の賛否態度の公表

【検討趣旨】

市会だより及び市会ホームページにおいて、議案に対する議員個人の賛否態度を公表するのかどうか検討する。

【委員の主な意見】

- ・個人の賛否が問われるのはまれなケースであり、会派で態度を公表するのが原則であることから現状のままでよいのではないかと。突発的に何か起こった場合はそのとき考えればよい。
- ・会派単位で議事は運営されているので、個人としての態度公表は特に必要ない。
- ・公表することが議員個人の市民に対する説明責任を果たすことにはなるだろうが、あえて個人での公表を議論する必要がないということであればそれに同意する。

【委員会での結論】

現在、会派単位で賛否を表明しており、あえて個人の態度を公表する必要性がないことから、本件については検討を終了する。

2 委員会の傍聴希望者に対する審査内容の事前告知

【検討趣旨】

委員会の傍聴希望者を増やすため、委員会における審査内容を事前に市会ホームページで公表するのかどうか検討する。

【委員の主な意見】

- ・議員に配付されている連絡メモの体裁を整えて、市民に対して委員会の審査内容を事前に情報提供したらどうか。それにより、モニター視聴希望者の増加につなげることができるのではないかと。
- ・事前告知するには、局からの報告案件の確定、資料提出の時期が重

要な要素となるので、期日を理事者と調整すればよい。

- ・連絡メモ的なものであれば、委員会の三日前でも四日前でも告知は可能ではないか。

- ・後から案件が追加される場合もあるが、出せる分については期日を設けて出してもらうことでよいのではないか。

- ・告知は委員会の前日というわけにはいかない。二日前か三日前にはすべき。

- ・一致できれば期日についても決定すればよいが、まずは、事前告知をするという方向性で確認したい。

【委員会での結論】

委員会の審査内容を事前に告知するよう取り組むことが適当である。公表内容及び公表期日など具体的な実施内容については、議運での協議に委ねる。

3 委員会モニターテレビ視聴者への資料提供の在り方

【検討趣旨】

委員会モニターテレビ視聴者の利便性向上のため、視聴者一人一人に対して委員会資料を提供するかどうか検討する。

【委員の主な意見】

- ・モニター視聴者には、席に座って委員会資料を見ながらモニター画面を視聴できるような環境を作る必要がある。

- ・委員会資料の中にはボリュームの大きいものもあるので、もう少し色々な状況も踏まえて継続して検討すべきである。

- ・現在、モニター視聴室に委員会資料を3部置いているが、これを5部程度にしてはどうか。もし足りなければコピーして対応すればよい。

- ・委員会資料がチェーンで閲覧用机につながっていて、視聴者がモニター画面を視聴しながら委員会資料を見ることができないので、チェーンを外した方がよい。

【委員会での結論】

現行のモニターテレビ視聴制度の中で、委員会資料にチェーンを付けず、持ち出し禁止と明示するような形に変更するなど、モニター視聴者に委員会資料をより見ていただきやすくする環境整備を求める。